第二十二条第一項中「を廃止し、」を削り、「廃止したときは、遅滞なく」を「廃止するときは、あらかじめ」に改め、「、廃止の理由」を削り、「の年月日」を「する年月日」に改める。

第二十三条中「ことがある」を「ことができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、総務大臣は、第十七条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十五条第五号中「総務大臣が」を「総務大臣が別に」に改め、同条第六号中「行う授業」を「行うもの」に改め、同条第九号中「総務大臣が」を「総務大臣が別に」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げるもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

第二十五条第八号中「教育的能力」を「教育上の能力」に、「設問回答」を「設問解答」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九　前号に規定する講師は、当該養成課程の養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

第二十六条を次のように改める。

（認定の申請）

第二十六条　養成課程の認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる（第一号に掲げる事項を除く。）。

一　名称及び住所

二　実施しようとする養成課程の種別

三　実施しようとする理由及び運営方針

四　管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五　設備の状況

六　実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ　実施の期間及び場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合にあつては、実施の期間に限る。）

ロ　授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（前条第五号の実施要目に係るものに限る。）

ハ　講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。）

ニ　養成を受ける者の資格条件及び養成人員

ホ　試験問題の作成方針及び管理方法

ヘ　修了試験の受験要件（多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合に限る。）

ト　修了証明書の発行の条件

チ　養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

リ　施設費及び運営費並びにその支弁方法

ヌ　受講料の額

ル　実施する者が行う業務

ヲ　実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）

ワ　参考事項

第二十六条の次に次の一条を加える。

（申請の手続の簡略）

第二十六条の二　同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

2　多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

第二十七条第一項中「前条」を「第二十六条」に、「申請の内容」を「その申請」に、「適合するものと認定したときは、認定書を交付するとともに、認定した旨を公示する」を「適合するときは、認定しなければならない」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の認定をしないことができる。

一　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

三　第三十二条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

四　前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者

3　総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

第二十九条第一項中「管理者、実施の期間、講師（その担当別を含む。）又は養成人員」を「次に掲げる事項」に改め、「提出し、」の下に「あらかじめ」を加え、同項に次の六号を加える。

一　管理者

二　実施の期間

三　講師（その担当別を含む。）

四　養成人員（多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合を除く。）

五　試験問題の作成方針及び管理方法

六　養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲